

インターネットバンキング不正使用に係る被害補償規定

(目的)

第 1 条 本規定は、株式会社富山第一銀行（以下、「当行」という。）の法人向けインターネットバンキング「ファースト・ビジネスW e b」契約者が I D・パスワード等を盗難され、かつ、契約者以外の者に不正使用されたことによって被る損害について当行が行う補償について定めます（以下、「本規定」という。）。

(適用の範囲)

第 2 条 本規定は、以下の取引に適用します。

- (1) ファースト・ビジネスW e b を第三者が不正に利用した預金の振込・振替等。
- (2) ファースト・ビジネスW e b を第三者が不正に利用した当座貸越による預金の振込・振替等。

(補償を受けるための要件／セキュリティ対策の実施)

第 3 条 本規定の適用に際し、契約者は以下のセキュリティ対策を実施していることが必要になります。

- (1) インターネットバンキングに使用するパソコン（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していること。
- (2) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を利用していないこと。
- (3) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働していること。
- (4) インターネットバンキングにおいて当行が導入している「メール通知パスワード」を利用していること。
- (5) インターネットバンキングに係る I D・パスワード等を定期的に変更していること。
- (6) 当行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用はしていないこと。

(補償減額または補償しない取扱いとなりうる場合)

第 4 条 以下の事由に該当する場合は、補償を減額もしくは補償をしない場合があります。

1. 契約者に以下のような対応がなされていない場合。
 - (1) 本規定第 3 条のセキュリティ対策の導入。
 - (2) 身に覚えのない残高変動や不正取引が発生した場合の、すみやかな当行への通報。
 - (3) 不正取引が発生した場合の、すみやかな警察への通報。
 - (4) 不正取引が発生した場合の、当行による調査および警察による捜査への協力。
2. 契約者に以下のような過失があると考えられる事象が認められた場合。なお、過失は以下の場合に限られるわけではありません。
 - (1) 正当な理由なく、他人に I D・パスワード等を回答してしまった場合。

- (2) パソコンやスマートフォン（タブレット端末を含む）および携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンやスマートフォン（タブレット端末を含む）および携帯電話等に保存していた場合。
 - (3) 当行が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合。
3. その他、以下のような事例に相当する場合。
- (1) 契約者の関係者により不正な取引が行われたことが判明した場合。
 - (2) 法人向けインターネットバンキングの利用規定に違反した場合。
 - (3) 戦争、その他これらに類似の事変または暴動に基づく秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。
 - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた不正使用の場合。
 - (5) その他、本項各号ならびに前項各号の定めと同程度の注意義務違反が認められた場合。

(補填請求)

- 第5条 1. 盗取されたID・パスワード等を用いて行われた不正な取引について、契約者は当行に対して、当該取引にかかる損害の額に相当する金額の補填を、当行所定の補償限度額の範囲内で請求することができるものとします。
2. 契約者から当行に対して被害補償の請求がなされた場合、当該払戻しが契約者の故意による場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができなかったやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前から、受理した日の翌日以降初めて到来する営業日の午後12時までの不正使用による損害に対する金額を、当行所定の補償限度額の範囲内で補填するものとします。なお、不正な払戻しにかかる手数料・利息に相当する金額も補償の対象とします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

- 第6条 契約者が、ファースト・ビジネスWeb利用規定 第12条(9)①～③に該当する場合、補償の対象としません。

(その他)

- 第7条 当行が本規定に基づき補填を行ったときは、当行は、当該補填を行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- 第8条 当行の都合により、当行が定める方法（ホームページへの掲載等）でお客様に周知することにより、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。
- 第9条 この規定に定めのない事項については、ファースト・ビジネスWeb利用規定により取扱いします。